

「第 41 回なにわ人権展」事業業務委託仕様書

1 事業名称

「第 41 回なにわ人権展」事業

2 事業の概要・目的

浪速区並びに共同開催区である港区、西区、大正区内の区民を対象に、人権週間を含む事業実施期間中に、多様な人権課題についての情報を、多様な手法で広く効果的に発信することを通じて、区民一人ひとりの人権意識の向上と、あらゆる差別・偏見のないまちづくりに寄与することを目的に事業を実施する。

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

4 事業概要

(1) テーマ

テーマ「～未来を彩るすべての人が共に生きる社会～」に沿った事業内容を提案すること。

(2) 事業で取り扱う人権問題

次のアからエまでは、必ず取り上げて事業を実施すること。エについては次に例示した項目から複数を取り上げて実施すること。

ア 多文化共生（外国につながる方の人権）

イ 同和問題（インターネット上の人権侵害 等）

ウ 高齢者の人権（権利擁護）

エ 上記アからウまで以外の人権課題

（例）男女共同参画社会の実現、子どもの人権、障害者の人権、アイヌの人々の人権、HIV 感染者・ハンセン病患者等の人権、犯罪被害者等支援、現在の国際情勢を踏まえた戦争と人権、北朝鮮当局による人権侵害問題など

5 実施方法

(1) 概要

特設ホームページ及び紙媒体（タブロイド版）による情報発信を基本とする。

ただし、特設ホームページ及び紙媒体による情報発信に加え、「会場集合型」による講演会等を 1 回以上実施する（うち地域資源を活用した講演会等を少なくとも 1 回実施）。当講演会は特設ホームページ開設期間中、オンラインで視聴が行えるものとする。

なお、特設ホームページについては、対象者が幅広く、掲載できる情報量も多いことに加え動画等が掲載できる利点があること、一方、紙媒体（タブロイド版）については、インターネットが閲覧できない方にも効果的に情報発信でき、区民の手元に残る利点があることに留意し、双方を連動させた掲載内容とする。

また、特設ホームページについては、下記(4)の表中①に示すとおり、小・中学校の児童・生徒から募集した人権啓発作品や、過年度に会場集合型の展示で使用していた人権啓発パネルなど、発注者が保有するコンテンツを活用するとともに、受注者において収集した情報及び作成した記事について、発注者と協議の上、掲載すること。

(2) なにわ人権展特設ホームページの開設・維持運営

ア 開設期間

令和7年12月1日（月）から令和8年1月31日（土）まで

イ 企画・実施

受注者において、ホームページの企画から開設、維持運営のすべてを実施すること。

ウ 内容

(ア) 上記4の(2)に掲げる人権課題に関して、効果的に情報発信する内容とすること。

(イ) 下記(3)の紙媒体（タブロイド紙）及び下記(5)の企画事業の概要と連動した情報を掲載すること。

(ウ) 下記(4)に記載の、発注者が保有し提供するコンテンツを活用すること。

(エ) 受注者において収集した情報及び作成した記事について、発注者と協議の上、掲載すること。

(3) 紙媒体による情報発信等

ア タブロイド紙の企画・作成

(ア) 受注者において、タブロイド紙を企画し、作成すること。

(イ) 配布については、次の表のとおり受注者において行う。

(ウ) 上記4(2)に掲げる人権課題に関して、効果的に情報発信する内容とすること。

(エ) 受注者において、収集した情報及び作成した記事については、発注者と協議の上、掲載すること。

(オ) 上記(2)の特設ホームページ及び下記(5)の企画事業の内容と連動した情報を掲載すること。

(カ) 特設ホームページの閲覧や、企画事業へのアクセス・参加へのきっかけにもなるよう紙面を工夫すること。とりわけ、こどもから大人まで幅広い世代が人権課題について触れるきっかけにつながる工夫をすること。

項目	内容
規格	タブロイド紙、カラー4面、2つ折り 町会班回覧枠あり、町会班回覧枠なしの2種類とする。
印刷部数	100,000部 ※受注者において印刷 (上記のうち町会班回覧枠あり、町会班回覧枠なしの部数の内訳については契約締結後に指定する。)
配付方法	新聞折込（※発注者が別途契約）、町会班回覧、学校等において配付予定。 受注者においては、下記の納入場所へ納期までに納品すること。
納入場所	浪速区役所、港区役所、西区役所、大正区役所及び本市の指定する新聞折込会社（1社・1か所）
納期	各区役所：令和7年11月5日（水） 本市の指定する新聞折込会社（1社・1か所）：別途調整

イ 掲示用ポスターの作成

人権展を周知する掲示用ポスターを企画・作成すること。

項目	内容
規格及び印刷部数	A 3 判：890 枚 ※うち 775 枚は二つ折りで納品すること B 2 判：60 枚 合計：950 枚
納入場所	浪速区役所、港区役所、西区役所、大正区役所 ※納入場所ごとの数量は別途調整
納期	各区役所： 令和 7 年 10 月 10 日（金）

(4) 発注者が保有し提供するコンテンツの活用

ア 次に掲げるコンテンツのうち、表中①及び②の活用は必須とする。

イ 次の表中①は発注者からは紙媒体の形で、表中②は原寸大パネル・模型等の形で提供する。

ウ 特設ホームページ及び紙媒体（タブロイド紙）において活用することとし、掲載方法については、受注者が提案すること。

エ 活用にあたって、運搬等が必要となった場合の経費は、契約金額（委託料）に含まれるものとする。

コンテンツ		サイズ・数量等
①発注者が当該年度に区内市立小・中学校児童・生徒から募集した人権啓発作品【必須】	標語	縦 260mm×横 120mm 約 700 枚
	ポスター	縦 380mm×横 540mm 約 500 枚
②発注者が保有し、活用可能な過年度作成コンテンツ【必須】 （パネル・模型の運搬費は契約金額（委託料）に含む。	人権啓発パネル 【主な内容】外国につながる住民の人権、高齢者の人権、男女共同参画社会の実現、子どもの人権、障がいのある人の人権、HIV 感染者・ハンセン病患者等の人権、インターネットを悪用した人権侵害、LGBTQ などの性的少数者の人権など	B 2 サイズ等 約 150 枚
	「大浪橋差別落書き事件」実物大模型 ➤ 橋梁及び街灯 （いずれも発泡スチロール、木材等での作成物）	橋梁（50cm×65cm×高さ 245cm）重量数kg程度
		街灯（50cm×90cm×高さ 185cm）重量数kg程度
	タイムカプセル封入物展示 【内容】アルバム、標語、写真集、リーフレット、新聞など	数点
③発注者が保有し、活用可能な動画	人権問題に関する啓発動画（期間限定で YouTube へ公開予定）その他、発注者が保有する動画等の活用を求める場合がある。	約 30 分

(5) 企画事業について

ア 企画・実施

- (ア) 人権週間（令和7年12月4日（木）から12月10日（水）まで）を含む期間中に行う事業を企画し、実施すること。
- (イ) 受注者において、企画から運営のすべてを実施すること。
- (ウ) 実施内容は、紙媒体及び特設ホームページに掲載すること。
- (エ) 上記5（1）実施方法に記載の「会場集合型」による講演会以外で「会場集合型」での実施を企画する場合は、オンライン配信等を組み合わせたハイブリッド型での開催とすること。
なお、会場の確保が必要な場合は、別途発注者と協議することができる。

イ 実施対象地域

- (ア) 原則として、浪速区・港区・西区・大正区の4行政区全地域を、実施対象地域と想定すること。

ウ 参考事例

- (ア) 下記は、本市における過去事例や本市以外の他団体等における事例であり、参考すること。なお、実施内容は1種類に限らず、複数の事業を組み合わせでの実施も可能とする。

講演会（本市）、ラジオ番組（本市）、映画上映（本市）、コンサート（他団体）、講演（他団体）、ドキュメンタリー朗読（他団体）、ファッションショー（他団体） など

(6) 表記・発信方法等に関する工夫について

- ア 表記については、実施対象に多くの高齢者や障がい者、多国籍住民を含むことを踏まえ、やさしい日本語など、より多くの対象者が情報を受け取りやすい表記方法を工夫すること。
- イ デジタル・ディバイド（情報格差）や情報リテラシー（情報活用能力）の課題がある、高齢者や障がい者、多国籍住民など、いわゆる情報弱者が多数含まれることに配慮し、より多くの対象者が情報を受け取りやすい発信方法を工夫すること（NPO 法人メディアユニバーサルデザイン協会の助言を受ける等）。
- ウ 人権問題についての誤認識や差別・偏見拡大につながる表記がないかなど、発信行為を実施する際、内容について事前に発注者と十分に確認・協議を行うこと。
- エ 情報発信にあたっては、プッシュ型で一方通行的な発信を行うだけでなく、双方向型・交流型・意見聴取型などの手法を取り入れて、対象者の意見・ニーズなどを把握し、発注者へフィードバックする工夫についても提案すること。
（例）様々な媒体でのアンケート回収、SNS へのアクセス数・閲覧回数・シェア拡散状況、メディア放送日の当該番組の視聴率など

(7) その他

- その他、受注者が受託した事業費内で、「2 事業の概要・目的」に沿って、主体的に追加企画提案を行うことを認める。

6 アンケートの実施及び集計について

次の各号に掲げる条件のすべてを満たすこと。

- (1) 事業参加者に対するアンケートを実施し、集計を行うこと。実施にあたっては、紙ベースでのアンケートに限らず、情報発信方法に合わせて、より多くの回収が期待できる実施手法を提案するとともに、実施前にはその内容や手法について、発注者と十分に協議のうえ実施すること。
- (2) アンケートの質問項目のうち、発注者の指定する項目については、過年度との経年比較を行うことから、原則、変更や削減はできない。
- (3) アンケート集計結果については、質問項目ごとに適したグラフ処理(例:棒グラフ・円グラフ等)を行い、下記「7 事業報告書の作成」に使用し、発注者にデータで提出すること。

7 事業報告書の作成

次の各号に掲げる条件のすべてを満たす報告書データを作成し、契約期間内に発注者に納品すること。なお、データの作成ソフトについては、完成した PDF データが Windows10 搭載のパソコンで Adobe Acrobat Reader により再生可能であれば、ソフトの種類は問わない。

- (1) データ作成にあたっては、「A4縦型×60 ページ程度、カラー印刷可能」でページ設定し、完成データを次の2種類の形式・部数で発注者に提出すること(4区役所の部数の内訳については契約締結後に指定する)。

ア カラー版でプリントアウトし、簡易製本（例：ステープラーで左端2か所綴じ）したものを 総数 90 部作成すること。

イ データを CD-R または DVD-R に保存し、総数 4 枚提出すること。

- (2) 編集にあたっては、次の章立て、文責・作成方針、分量(目安)に従って構成すること。なお、デザイン・レイアウトについては、発注者と十分に協議の上、行うこと。

章立て	文責・作成方針	分量
表紙	受注者により、デザイン・レイアウトを行うこと。	1 頁
まえがき	発注者作成のテキストデータを、受注者がレイアウトすること。	1 頁
主催者紹介	発注者作成のテキストデータを、受注者がレイアウトすること。	1 頁
もくじ	受注者により、簡易なデザイン・レイアウトを行うこと。	1 頁
第 1 部「人権展のあゆみ」	発注者作成のテキストデータ 11 頁程度分のデータに「第 40 回たいしょう人権展」概要紹介データを、1 / 5 頁程度の分量で、受注者がテキスト作成し、画像データ数枚と共に追記すること。	11 頁程度
第 2 部「第 41 回なにわ人権展」	受注者が次の内容をテキスト作成し、必要枚数の画像データと共に編集すること（事業全体概要、メイン事業内容、事前周知ツール、事後成果発信内容等）。	15 頁程度
アンケート結果	上記 6 として作成したアンケート集計結果を、受注者が簡易なデザイン・レイアウトを行うこと。	4 頁程度
資料編	発注者が作成するテキストデータ（人権課題に関する条約・法律・条例等の条文 15 種程度）を、受注者が簡易なデザイン・レイアウトを行うこと。また、資料編の簡易なもくじを 1 頁、発注者作成チラシの紹介を 1 頁、作成すること。	約 20 頁

あとがき、奥付	発注者作成のテキストデータを、受注者がレイアウトすること。	2 頁
裏表紙	受注者により、デザイン・レイアウトを行うこと。	1 頁

(3) データ校正は 2 回以上行うこと。

なお、事業の実施内容がわかる画像データや、印刷物の縮小データ、グラフを複数枚掲載して、事業成果が視覚的に判りやすいものとする。

8 委託料

金 3, 1 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税含む）。

- (1) 過年度の委託料の主な使途は、人件費、事業企画運営費、印刷広報費等であるが、提案内容により必要と認められたものであれば、異なる使途も可能とする。
- (2) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額（委託料）以外の費用を負担しない。
- (3) 委託料は、受注者の請求に基づき、「業務完了報告書」により履行が確認されたものについて、原則として、確定払いにより支払う。
- (4) 大規模事故や気象警報発生時又は災害その他やむを得ない事由があるときなど、イベントの一部または全部を実施しない場合は、中止時点での出来高による支払いとし、双方協議の上、契約金額を変更する。

9 安全の確保・保険

(1) 事故・危機管理等

ア 事業実施にあたっては事故等が発生しないよう、特に参加者の安全管理、健康管理に細心の注意を払うこと。

イ 緊急時には、直ちに受注者の事業管理責任者において初期対応を行うとともに、発注者に連絡や報告を適切に行うこと。

(2) 保険

ア 本事業実施中の事故等に備え、受注者において保険等に参加すること。保険料は委託料に含むものとする。

10 事業計画書及び実績報告書・収支報告書等の提出

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。
- (2) 受注者は、「7 事業報告書」とは別に、業務の履行が確認できる実績報告書及び収支報告書を、令和 8 年 3 月 19 日（木）までに発注者まで提出すること。
なお、実績報告書の内容については、発注者から別途指示する。
- (3) 受注者において撮影した記録画像データ、収録動画データ及び本業務のため作成したコンテンツ一式（データ含む）を、著作権について発注者と協議の上、令和 8 年 3 月 19 日（木）までに発注者まで提出すること。
- (4) 業務の適正な執行を期するため、業務完了前であっても、発注者の求めに応じて報告（進捗状況の報告等）や書類（事実確認のための根拠書類等）の提出を行うこと。

11 一括再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

※本委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、契約書第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、受注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと委託者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

12 留意事項

本事業の実施にあたっては、以下の項目に十分留意すること。

- (1) 本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度、受注者と発注者において適宜協議し、これを処理するものとする。
- (2) 受注者は、事業の収支を明らかにした帳簿や領収書類等関係書類を常に整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。
- (3) 受注者は、本事業の目的が人権啓発であることを理解した上で、人権啓発に携わる者として、人権に対する知識・見識を深め、人権尊重の重要性や本市における人権施策の状況・課題等を理解し、また表現内容や手法についても十分配慮して業務を遂行すること。
- (4) 本事業を担当する人員を配置し、業務の遂行に支障のないよう発注者との連携を密に図り、業務全般の円滑な運営体制を構築すること。
- (5) 仕様書記載の規格、数量等については、受注者と発注者との協議の上、変更することがある。
- (6) 本事業で知り得た個人情報、法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、目的外使用は絶対に行わないこと。
- (7) 万一、個人情報、法人情報について情報が漏えいした場合は、速やかに発注者へ報告すること。
- (8) 発注者からの提供データについては業務完了後、速やかに発注者へ返却するとともに、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。

- (9) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 18 年大阪市条例第 16 号）を遵守すること。
- (10) 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）を順守すること。
- (11) その他、業務遂行上必要な関係法令を遵守すること。
- (12) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。
- (13) 受注者は、契約期間中に発注者が実施する、本事業と関係する人権に関する事業実施に協力すること

13 担当

大阪市浪速区役所市民協働課（教育・学習支援担当） 記田・岸本

〒556-8501

大阪市浪速区敷津東 1-4-20

電話：06-6647-9743 FAX：06-6633-8270

メール：tj0002@city.osaka.lg.jp